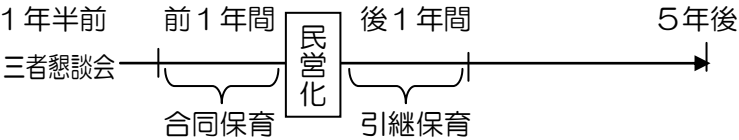


南保育園民営化に関する保護者の御質問と市の考え方

5 月 20 日に質問用紙を配付したところ、6 月 1 1 日現在、8 通の提出がありました。
 御質問の主旨を以下のようにまとめさせていただき、市の考え方をお示いたします。

	御質問の主旨	市の考え方
1	役所側だけで一方的に決めたスケジュールに不安と憤りを感じる。移管の時期を決めず、不安を取り除くことをしてほしい。	<p>移管の時期について</p> <p>民営化による環境の変化による、子どもたちや保護者の皆様の負担をできるだけ押さえるとともに、現在の南保育園のいいところを新しい事業者へ引継いでいかねばならないと考えています。</p> <p>平成 27 年 3 月定例市議会において、移管の時期や進め方等様々な事項についてこども部から説明をし、民営化保育所移管先選定委員会の設置と関連予算を可決いただきました。</p> <p>保護者の皆様への負担軽減に最大限努力をさせていただきたいと考えておりますが、こうしたことから、移管の時期の見直しは想定しておりません。</p>
2	現状でどういったスケジュールになっているのか。	<p>スケジュール等</p> <p>平成 27 年 3 月定例市議会において、民営化保育所移管先選定委員会の設置と関連予算が可決したことで、公立保育園の民営化は決定しました。</p> <p>市では、平成 29 年度(2017 年度)からの民営化に向け、今後、以下の内容を順次進めていきます。</p>
3	民営化は、とりあえず公的民営という形で数年様子を見たうえで判断してもらいたい。	<p>①平成 27 年 9 月末までに移管先事業者を選定</p> <p>②平成 27 年 10 月 三者懇談会の設置</p> <p>③平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月 市と民間事業者による移管前の合同保育を実施</p> <p>④平成 29 年 4 月 事業者へ移管</p> <p>⑤平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月 移管後の引継ぎ保育を実施</p> <p>詳しい日程は別途お知らせします。</p>

4	<p>引継ぎ期間を1年と決めず、園児や保護者が納得いくまでしてほしい。</p>	<p>安心できる引継ぎに向けて</p> <p>移管する事業者が決まりましたら、まず市・保護者代表・事業者による三者懇談会を設置し、民営化に伴い調整が必要になる様々な事項について合意形成を図ります。</p> <p>その後、現行の年間行事等を含めた保育内容の継続のため、民営化の1年前から、段階的に事業者の保育士等が南保育園に入り、保育等を行う合同保育を行います。</p> <p>さらに、民営化後は南保育園に勤務していた園長等が原則として1年間定期的に南保育園を訪問する引継ぎ保育を行います。</p>
5	<p>1年で南保育園の良さ、子供達に対する気配り、地域の子育て支援活動がそのまま継続できるのか。</p>	<p>なお、三者懇談会につきましては、民営化後5年間の設置を予定しています。</p>  <p>1年半前 三者懇談会</p> <p>前1年間 合同保育</p> <p>民営化</p> <p>後1年間 引継保育</p> <p>5年後</p>
6	<p>個人的には反対だが、民営化するなら、保護者の信頼と子どもが安全で健全に過ごせるようにしてほしい。</p>	<p>安心と信頼関係を築くために</p> <p>民営化の前に、事業者と南保育園の職員が合同保育を行う期間を1年間とすることで、事業者にも子どもたちの状況等をしっかり把握していただくだけでなく、保護者の方々との信頼関係を築いていただけたと考えています。</p> <p>さらに、市・保護者代表・事業者による三者懇談会や民営化後の引継ぎ保育も活用し、子どもたちや保護者の方の負担がなくなるよう努めてまいります。</p>
7	<p>民営化にあたり、今までどおり子どもが安全に健やかに過ごせるなら問題ありませんが、環境の変化に子どもは敏感なので、食事や睡眠等に影響しないようにしてほしい。</p>	

8	<p>保育時間等の保育サービスは今までどおりにしてほしい。</p>	<p>保育サービスの確保</p> <p>保育時間など必要な保育サービスについては、「移管の条件」として示し、事業者を公募する予定です。</p> <p>「移管の条件」に何をどのように載せていくかを決めるのも民営化保育所移管先選定委員会の役割の1つですので、保護者の方には、選定委員会に是非参画していただきたいと考えています。</p>
9	<p>民営化後はずっと、先生の待遇を市職員並にし、同等の研修も受けられるようにしてほしい。</p> <p>また、経験年数が長い職員を一定数以上配置してほしい。</p>	<p>経験豊富な職員の配置や、看護師の配置、研修の実施等についても、「移管の条件」として示すことができます。</p> <p>また、事業者の決定後、「移管の条件」を協定書の形で市と事業者双方が確認しておくことで、それが確実に履行されるようにします。</p> <p>さらに、保育の質を向上させるための職員配置に事業者が取り組みやすくなるよう、財政的な支援を行っていきます。</p>
10	<p>看護師の常勤配置はあるのか。</p>	
11	<p>事故の責任は、市と事業者で、半々にしてほしい。</p>	<p>事故対応</p> <p>民営化後の運営について、民間保育所が事故等の発生の未然防止に努め、その内容が適切であるか、市は定期的に監査を行います。</p> <p>万が一事故が発生した場合、市は監督官庁として事故の状況を把握し、必要な指導等を行うこととなります。</p>
12	<p>民営化の遅れに伴い、耐震化も遅れているなら不安である。</p>	<p>耐震化への責任</p> <p>南保育園は、現在、耐震診断を実施しています。民営化の進捗状況によらず、診断結果に基づき、必要な手続きを進めていきます。</p> <p>なお、民営化後に耐震工事を施工する場合、市で費用を助成していきます。</p>

13	<p>民営化の前提としてこの5園以外の民営化はしないと約束してほしい。</p>	<p>民営化が5園の理由</p> <p>公立保育所5園の民営化は、経験豊かな職員を多く配置し、支援を要する児童等を多く受け入れているという公立のセーフティネット的役割と、民営化による財政的負担の軽減を総合的に判断し決定したものです。</p> <p>現在、5園以外の民営化の予定はありません。</p>
14	<p>リアルな民営化のメリット・デメリットを教えてください。</p>	<p>民営化のメリット</p> <p>① 民間事業者には、運営費や建設費に国・府から補助金あります。そのため、民営化された保育所では、老朽化した施設の更新や大規模修繕が進めやすくなります。</p> <p>② 公立保育所は全園、同一の保育サービスを提供しますが、民営化園では、事業者の判断で、当該保育所独自の保育サービスの提供が可能になります。</p> <p>他市では、民営化後、午後9時まで延長保育時間が拡充されたり、病後児保育が実施されたりした例があります。</p> <p>民営化のデメリット</p> <p>① 公立、私立どちらの保育所も、国の「保育所保育指針」に基づき保育を実施しているため、保育面ではデメリットはありません。</p> <p>ただし、民営化し職員が入れ替わる際には、子どもたちや保護者の方が不安や負担を感じないように、市がしっかりサポートする必要があります。</p>

<p>15</p>	<p>選挙前に市長は民営化について、一旦白紙に戻し、保護者の意見を聞き、合意を得たうえで進めていく。強引な進め方を見直したいとのことだったので保護者の多くは公約ととらえ市長に投票したと思う。</p> <p>白紙や見直しとは具体的に何か。保護者の合意を得た上で、民営化を進めるならば、何を以て同意を得たとするのか基準等を聞きたい。</p>	<p>今後も子どもたちや保護者の方ができるだけ不安や負担を感じないように、分かりやすい説明に努め、ご理解を得たうえで民営化を進めてまいります。</p>									
<p>16</p>	<p>民営化で予算をカットし、財源を確保するというが、赤字が黒字に転じてもそれを言い続けるのはなぜか。</p>	<p>財源確保が必要な理由</p> <p>私立保育所や小規模保育事業を増やし待機児の解消を図り、また、留守家庭児童育成室の利用を小学校6年生までに延長する等、子育て支援の施策の充実に向け、これからまだまだ予算を充てていく必要があると考えています。</p> <p>なお、民間保育所の建設や運営には国・府の補助が見込めるため、公立保育所1園を民営化することで市の財政負担は年間約8,000万円減ると試算しています。</p> <p>市の負担額の減</p> <p>平成25年度決算額による1園あたりの運営費の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設タイプ</th> <th>運営費 (万円)</th> <th>削減額 (万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立保育所</td> <td>約1億4,500万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>民営化後</td> <td>約5,000万円</td> <td>約8,000万円削減</td> </tr> </tbody> </table> <p>約1,500万円(看護師や保育士等加配助成)</p>	施設タイプ	運営費 (万円)	削減額 (万円)	公立保育所	約1億4,500万円	-	民営化後	約5,000万円	約8,000万円削減
施設タイプ	運営費 (万円)	削減額 (万円)									
公立保育所	約1億4,500万円	-									
民営化後	約5,000万円	約8,000万円削減									

17	<p>市有の未利用地を保育園や小規模保育事業園に利用できないのか。</p>	<p>公共用地の利活用</p> <p>本市が保有する公有地は、地方自治法により、行政財産と普通財産に分類されます。</p> <p>行政財産である土地は、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した土地であり、行政上の目的が課せられているため、貸付や売却等は制限されています。</p> <p>一方、行政上の目的が課されていない普通財産である土地は、貸付や売却などの活用が可能です。</p> <p>現在、公有地で保育所や小規模保育事業を実施する計画はございませんが、市を取り巻く環境の変化や公有地管理の現状の課題を踏まえ、公有地の利活用に取り組んでいきます。</p>
18	<p>問いに対しては、次回に答えをもってもらうというやり取りをしてほしい。</p>	<p>質疑内容の配付</p> <p>説明会等でいただきました御質問には、早く市の考え方をお示しするとともに、参加されていない方にも広く知っていただけるよう、Q&Aにまとめ、適宜配付等してきました。</p> <p>引き続き市で回答ができるようになった事項については速やかにお伝えしていきます。</p>